

## 教育研究審議会議事録

|  |  |   |
|--|--|---|
| 開催日時<br>及び場所   | 令和6年6月20日(木) 午後2時00分から午後3時10分まで<br>特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施 |   |
| 出欠状況   | 出席:22名<br>欠席:4名  | 出席:今井議長、賀川委員、酒井敏委員、渡邊委員、小林委員、<br>長澤委員、花岡委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、<br>山下委員、眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、<br>篁委員、林委員、轟木委員、鈴木委員、影島委員、<br>細川委員、仲井委員<br>欠席:富沢委員、酒井公夫委員、石川委員、藤森委員 |
| <p>1 審議事項</p> <p>(1)研究不正の認定を受けた者に対する人事管理上必要な手続き</p> <p>(2)令和5事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)</p> <p>(3)臨床研究センター設置並びに関係規則等の制定及び改正</p> <p>(4)「南アルプスパートナーシップ」への参加</p> <p>(5)名誉教授の称号授与の推薦(国際関係学部2件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)令和6年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」公募</p> <p>(2)科学研究費助成事業獲得に向けた取組</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 薬学部</p> <p>② 薬学研究院</p> <p>4 その他</p> <p>(1)学外委員からの意見</p> |  |   |

・前回議事録(案)の確認

令和6年5月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 研究不正の認定を受けた者に対する人事管理上必要な手続き

(説明者:酒井敏委員、藤村教育研究推進部長)

静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部研究不正防止規程(以下、「研究不正防止規程」という。)に基づき、本学教員に対して「その他研究活動における不正とみなされる行為」を調査委員会で認定した。

なお、この場では「人事管理上必要な手続きを講ずること」について、審議をお願いする。

(説明者:酒井敏委員)

当該教員に対する研究不正の認定までの経緯及び調査結果について説明した。

研究不正防止規程に基づき、学内での予備調査を経て本調査へ移行し、外部委員3名を含めた計6名の調査員で調査を行った。

調査結果は、文部科学省及び学術振興会に報告した。

今後は、人事管理上必要な手続きを講ずることについて承認された場合、関係部局へ通知し、職員の懲戒等に関する規則に基づき対応する。

(説明者:藤村教育研究推進部長)

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 令和5事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)(説明者:賀川委員)

本学は、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人として、中期計画の作成、各事業年度の年度計画の作成及び業務実績について、静岡県公立大学法人評価委員会の評価を受けることが求められてきたが、昨年度に地方独立行政法人法が改正され、公立大学法人の年度計画及び年度評価が廃止となった。本学においては、次期中期計画期間である令和7年度から適用となる。

今年度は、昨年度の令和5年度業務実績について実績報告書を静岡県に提出し、評価委員会の評価を受ける。本件については、中期・年度計画推進委員会作業部会で実績報告書の作成を進め、6月13日の中期・年度計画推進委員会で審議、承認された。実績報告書には、年度計画すべての項目について、取組の実施状況、自己評価を記載している。

自己点検・評価の状況は、評価実施要領に定める自己評価区分により、計画の項目ごとに5段階の評価を行った。年度計画の項目数は全84項目あり、令和5年度の自己評価の状況は、SS評価(計画を大幅に上回っている)は0。S評価(計画を上回っている)は8項目。A評価(計画を順調に実施している)は75項目。B評価(計画を十分には実施していない)は1項目。C評価(業務の大幅な見直し等が必要)は0とした。

令和5年度の業務実績実績自己評価について、A評価以外のものを抜粋して、説明する。

S評価は、全部で8項目とした。

教育区分では、2つについてS評価とした。

1つ目は、薬学部において早期体験学習の対面開催再開及び訪問先企業の拡充を図った。また、新たに採択された文部科学省補助事業として、川根本町でのへき地医療の課題解決への取組を開始し、体験的学習の機会充実による人材育成と地域貢献の実践を図った。

2つ目は、歯科衛生士国家試験、介護福祉士国家試験における合格率100%を連続で達成した。

研究区分では、3つについてS評価とした。

1つ目は、薬学部及び薬学研究院における国際的に評価される研究の推進の取組。

2つ目は、大学発ベンチャーの認定及び生涯健康科学ジャーナル創刊による、研究成果の国内外への情報発信。

3つ目は、目標を上回る外部資金獲得。

グローバル化区分では、留学促進に向けた取組を推進し、学生の海外派遣について数値目標を大きく上回る実績を達成したため、S評価した。

法人経営区分では、2つについてS評価とした。

1つ目は、講義室等貸付料の改定と合わせ、空調利用料の見直し及び貸出業務に係る事務手数料の新設により、歳入確保を図った。

2つ目は、管理的経費、時間外勤務時間数の削減により、効率的な業務運営による経費抑制の取組を推進した。

最後に、教育区分において、大学院の入学定員充足率の目標値が達成できなかったため、1項目をB評価とした。

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3) 臨床研究センター設置並びに関係規則等の制定及び改正

(説明者:藤村教育研究推進部長、森本附属臨床研究施設運営委員長)

静岡県立大学附属臨床研究施設は、現在草薙キャンパス看護学部棟2階13214実

習室に設置しており、臨床試験などを実施する場として活用している。

同臨床研究施設は、令和元年8月に診療所開設許可を取得し、同年10月に開所した。人を対象とした臨床研究の場として運営してきたが、新たに臨床研究センターを設置し、施設は、同センターの附属施設として管理・運営することとしたく、センター設置並びに関係規則等の制定及び改正について、審議をお願いする。

(説明者：藤村教育研究推進部長)

当初のセンター設置申請の際には、静岡市保健所から「センター」という表記は一般の方に誤解を生じることから、研究施設のような表記にしていきたい」という依頼があったため、今回の申請では「附属臨床研究施設」とした。

名称の変更は、5月16日付け、静岡市保健所担当者からメールにより了承を得た。

臨床研究施設は令和元年10月に開所されたが、コロナ感染症拡大に伴い、人を対象とする臨床試験が停滞し、この数年は年間3、4例程度となっていた。しかし、コロナ感染症の収束を受け、今後は企業からの受託が増え、利用機会も増加することを見込んでいる。従来は学内教職員・学生を対象としていたが、今後は客員共同研究員や客員教員なども利用できるよう、対象を広げていきたいと考えている。

静岡県立大学臨床研究センターは、主に人を対象とした臨床研究・教育の企画などを行う場所。附属臨床研究施設は、臨床研究や教育実践などの人を対象とした教育を行う実践の場とそれぞれ位置付け、役割を明確化する。また、臨床研究センターでは、企画立案による外部資金の獲得にも繋げていきたいと考えている。

臨床研究センターの組織は医師2名以上を含む、センター長1名、副センター長2名、センター職員、事務局で構成する。また、臨床研究センターにおいて新たにセンター規則を制定し、センター運営委員会による、運営、管理、企画をしていく予定である。一方の附属臨床研究施設における規程等については、既存の規程を改正する。

改正後の位置付けとして、臨床研究センターは、大学学則に定める研究施設の附置センターとし、附属臨床研究施設は、従来産学連携推進室の下に置かれていたが、今後は教育研究推進部と連携し対応していく。

(説明者：森本附属臨床研究施設運営委員長)

#### <意見>

・臨床研究センター組織案において、国際関係学部教授の部分に「経営情報学部・大学院」と記載されているのは、文系代表として当該教員が組織に入るという理解で良いか。(委員)

#### <回答>

・ご指摘のとおり、「国際関係学部・大学院」「経営情報学部・大学院」の両方を兼ねるという意味ではなく、文系の代表であることを指す。(説明者)

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

#### (4)「南アルプスパートナーシップ」への参加(説明者：剣持委員)

国際関係学部では、長年、井川のエリアでフィールドワークを実践しており、静岡市から本事業を担当している教員宛てに、南アルプスの生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた連携・共創の依頼があった。

本学には人的な協力において、特に「知見の提供による協力」を求められており、今般静岡市とパートナーシップを締結する。

既に県内の様々な団体がパートナーシップを締結しており、県内を代表する企業又は教育機関が協力、参画することになっているが、高等教育機関としては現時点

で本学のみということ、対外的なアピールにも資するものだと考える。

なお、南アルプスパートナーシップに宣言に当たっては、静岡市長及び本学学長名で締結を行う。

本日の審議で承認がされた場合は、速やかに本パートナーシップ宣言の締結を行い、活動を開始する予定である。

審議事項（４）について提案のとおり承認された。

（５）名誉教授の称号授与の推薦（国際関係学部２件）（説明者：剣持委員）

国際関係学部における２名の名誉教授の称号授与について、主な経歴、教育・学術上の功績、本学への功績及び社会貢献に関して説明した。

審議事項（５）について提案のとおり承認された。

## ２ 報告事項

（１）令和６年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」公募

（説明者：酒井敏委員）

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）（以下、「J-PEAKS」という。）に応募するに当たり、申請の意思表示をする必要があるため、本事業の内容について報告する。

J-PEAKS は、「我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため、地域中核・特色ある研究大学に対し、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、環境構築の取組を支援」するものである。本学は提案大学として、薬学部及び食品栄養科学部を中心に、本事業に応募する。

提案の概要は、静岡独自の医薬食資源と薬食・環境分野に特化した研究力を軸に、全世代の健康増進と地域の発展を実現する「静岡健幸モデル（仮称）」を創成するものである。

本事業は昨年度も公募が行われており、昨年度は１２件が採択され、事業全体で２５件程度の採択とされている。

本事業に提案大学として応募するに当たり、秋田大学、名古屋市立大学と連携することとしており、現在協議を進めている。連携大学のそれぞれの強み、特色を活かし、より大きな成果を上げたいと考えている。

６月２４日から２８日の期間に、申請意思表明書を提出する予定である。また、本申請の提出期限は７月２９日である。

本事業では、１０年後に目指す姿を構想し、それに向けた社会実装を目指すテーマを見出し、実現することが求められており、本学と連携大学の持つ特色や研究力を活かした事業展開により、その成果を静岡のみならず全国に発信できるよう、申請に向けて構想を固めていく。

### <補足説明>

・研究大学を支援する内容であり、卓越大学だけでなく、地方の中核となる特色を持った大学を支援するという趣旨である。

説明会にも参加したところ、多くの大学が応募を試みていることは確かであり、本学としても参加の意思表示をするというものである。

なお、意思表示に当たっては、産学間連携推進会議で認められた。（議長）

### <意見>

・制度に関する資料において、「５年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要

な支援を展開できるよう、文科省及び JSPS において取組を継続的に支援」と記載されているが、6 年目以降の自走期間において、国からの補助金のような支援は想定されているのか。(委員)

<回答>

・文科省からの公募要領等の資料では、5 年度目を目途に評価を行い、最長 10 年を目途にした支援と表現されているが、具体的な支援策は示されていないのが実態である。一方で審査要領の中には、5 年間の支援期間終了後の継続及び発展に向けた既存の経費活用や妥当な外部資金の獲得計画があるかという内容の審査項目があり、事業期間終了後は大学の既定予算又は外部資金獲得による継続性も求められることから、特に人件費や機器の維持管理費などについて、大学からの予算措置が必要になると考える。(藤村教育研究推進部長)

・規模の拡大は難しいが、大学として 5 年後も維持できるような想定をしておく必要があるため、人件費等のバランスが取れた計画を立てる必要がある。(議長)

(2) 科学研究費助成事業獲得に向けた取組(説明者:伊藤特任准教授(URA))

科学研究費助成金(以下、「科研費」という。)の獲得に向けた取組について報告する。

令和 7 年度の科研費は 7 月中旬から募集を開始する予定となっており、科研費の獲得に向けた取組として、公募要領等説明会及び研究計画調書作成のアドバイスなどを行う予定である。公募要領等説明会は、研究計画調書作成のポイントの説明、事務局からのお知らせ、質疑応答という構成にしており、当日の参加ができない教員向けには、説明会当日の様子を学内 Web 上に掲載する。

小鹿キャンパスは、8 月 2 日(金)の 10 時 40 分から 11 時 50 分まで開催する。

草薙キャンパスは、8 月 5 日(月)に文系と理系に分けた二部制で実施する。第一部は文系教員向けに、16 時 20 分から 17 時 10 分まで開催する。第二部は理系教員向けに、17 時 20 分から 18 時 10 分まで開催する。

研究計画調書作成のアドバイスは希望者に対して実施し、希望者は学内締切の概ね 2 週間前までに、地域・産学連携推進室へ研究計画調書案の提出をお願いする。

令和 7 年度予算では、学内研究費として教員特別研究費の配分を予定している。対象は、科研費不採択者のうち、A 評価を得た者に対して、研究計画調書に記載の初年度申請額 10 分の 1 以内、上限 200 万円を配分する

その他、公立大学協会の研修会「科研費申請の最新動向 採択をつかむためのポイント解説!」を、6 月 28 日(金)の 14 時 00 分から 15 時 10 分まで実施する。学内案内は、全教員宛てにメールで周知済みである。現在は、追加募集を受け付けており、締切を 6 月 21 日正午までとしているので、参加の検討をお願いする。

<意見>

・公立大学協会の研修会は貴重な機会だと思うが、全体で研修を受けられるような機会を設けるなど、事務局では準備の予定はあるか。(議長)

<回答>

・現在までに、研修を行う部屋は確保した。当日の準備等は、地域・産学連携推進室で準備を進め、研修会を実施するように考えている。(藤村教育研究推進部長)

<意見>

・科研費の申請資格がない人も、参加することは可能か。(議長)

<回答>

・可能であり、一部の職員も申込をしている。(藤村教育研究推進部長)

<意見>

・全体の研修会について、草薙キャンパスだけではなく、小鹿キャンパスでも準備することは可能か。(議長)

<回答>

・小鹿キャンパスの担当者にも連絡し、会場を設けて研修会が開催できるよう、準備を進めている。(大島経営戦略部長)

<意見>

・研修会の時間帯は都合がつかず参加できないが、後から研修会動画を確認することはできないか。(委員)

<回答>

・改めて公立大学協会に確認する。(大島経営戦略部長)

### 3 学部・研究科等における取組報告について

#### ① 薬学部 (説明者：眞鍋委員)

教育面について、昨年度はコロナ感染症拡大以降停止していた早期体験学習として、学生が企業に見学に行く企業訪問を4年ぶりに対面実施できた。また、6年制薬学科の教養試験は、受験者81名全員が合格した。臨床検査技師国家試験受験資格については、外部実習を行わなければならないなど、改正により受験資格のハードルが上がったが、薬学部では受験資格が得られるようなカリキュラムとし、体制の整備をしている。

令和3年度に採択された、文部科学省事業「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」により、VR技術を使った臨床現場のシミュレーション学習環境を整備し、実習で活用している。

入試における大きな変化はないが、以前から1年おきに志願倍率等が上下している。また、薬科学科は薬学科と比較すると若干倍率が下がっており、特に薬科学科の共通テストを課す推薦入試は1.1倍の志願倍率であるため、広報活動などで受験生を確保する動きが必要だと考えている。

6年制薬学科の卒業時に受験する薬剤師国家試験は、令和6年2月に実施された結果が、新卒合格率89.53%ということで、目標の90%以上に対しわずかに下回る結果となった。

広報活動について、高校生対象のファーマカレッジでは、コロナ感染症拡大以降は非開催、縮小開催などとしていたが、昨年度はコロナ感染症拡大前と同規模で開催し、高校生80名が2日間研究室で実験し、研究発表まで行った。また、オープンキャンパスは大学の方針として500名までという上限を設けているが、薬学部では午前と午後の二部制とし、合計1,000名の定員で実施した。

課題と取組では、薬剤師国家試験合格率の高水準維持のため、高学力の入学者を引き入れる必要があり、引き続き入試広報に積極的に取り組んでいく。一方で、令和5年度の6年制薬学科卒業生は、入試制度が6年制学科と4年制学科を一括で選抜する一括入試から、学科別分割入試に変更された第1期生ということで、一括入試では、3年生後期から学科が分かれるということもあり、6年制学科は比較的成績上位の学生が入っていたが、分割入試に変更されたことで、3年生後期でのセレクションがなくなったということもあり、6年制薬学科の学力が多少下がっているという問題が起きている。標準修業年限内での卒業率も、以前は96%から100%と高水準であったが、昨年度は90.3%ということで大幅に低下し、留年生が増加したという現状がある。本状況を改善するべく、今後はアドバイザーによるフォローアップなど、対策を強化していきたいと考えている。

6年制薬学科の卒業研究発表会について、従来は卒業研究を12月初旬まで行い、

その後は国家試験の勉強に集中できるような環境としてきたが、国家試験開催時期が2月中旬となり、徐々に早期化していることを受け、今年度は発表会の開催時期を早め、11月下旬の発表会開催を計画している。

最後に、6年制薬学科の学生が4年次に受験する共用試験として、CBT (Computer Based Testing) があり、薬学部棟には薬学科1学年の学生が1部屋で同時に受験できるだけのコンピューター室が整備されていないことから、実現していきたい。

<意見>

・「薬学科」と「薬科学科」の違いは何か。(学外委員)

<回答>

・薬学科は、6年制学科であり、薬剤師国家試験の受験資格が得られる。薬科学科は、4年制学科であり、薬剤師国家試験の受験資格は得られない。薬科学科の学生は、大半が修士である博士前期課程の大学院に進学する。(説明者)

<意見>

・薬科学科の志願倍率が薬学科と比較すると下がっているということであったが、つまり、修士課程まで進む学生が減っているという理解で良いか。(学外委員)

<回答>

・薬科学科は、薬剤師国家試験の受験資格が得られないということで、例えば理学部、工学部、農学部等と、競合するということになるが、一方の薬学科は、薬学部6年制のみと競合するということもあり、倍率が高くなる要素はある。(説明者)

## ② 薬学研究院 (説明者：眞鍋委員)

大学院の入学者数は、大学基準協会の評価においても定員に対する充足率が問題として上げられており、博士前期課程では、薬科学専攻定員30名に対して、令和6年度は35名入学し、博士前期課程は比較的定員を上回る学生が常に確保されている。一方で、薬科学専攻博士後期課程及び薬食生命科学専攻博士後期課程並びに薬学専攻博士課程は、定員を下回ることが増えている。

入試制度が一括入試から分割入試となった第1期生が令和6年度に入学し、従来の学生とはモチベーションが変化している可能性もあり、今後は人数を盛り返してくるのではないかと期待している。しかし、薬学専攻博士課程は、薬剤師国家試験受験資格を得るための専修コースという特殊なルートであり、そのような学生が何人か入学しているが、本制度が全国的にも無くなることから、今後は入学者が減少する可能性があり、今後は薬学専攻博士課程の充足率が下がるのではないかと危惧している。

大学院修了生の進路は例年どおりであり、企業に就職する学生が多い。

科学研究費助成金(以下、「科研費」という。)の採択状況は、昨年度も例年と同様に新規採択、継続を合わせ67件ということで、科研費の採択は順調である。

学生支援事業は、学生に対する奨学金及び海外留学の補助などを行っている。特に卒業生からの寄附では、近藤隆様、内西いよ子様からの寄附金を原資とし、奨学金制度又は支援制度を設けており、「薬学キャリアデザイン近藤寄附講座」では9名の学生を支援し、「内西いよ子奨学金」では新たに3名の学生に奨学金が給付されることとなった。

## 4 その他

### (1) 学外委員からの意見

#### ① 花岡委員

南アルプスパートナーシップへの参加について大変結構なことだと思うが、リニ

アの問題とはまったく関係がないのか。

<回答>

- ・以前から動いていた案件であるため、リニアの問題や知事の交代が影響するものではないと思う。(委員)
- ・本件は静岡市との連携であることから、県が関与しているリニア関係ではないと思う。(議長)

<意見>

- ・前知事がどうかということではなく、生態系の問題、保全の問題があるということで、全体的にリニアのことも含まれており、関係するのではないかと思った次第である。(花岡委員)

<回答>

- ・私は静岡市の環境審議会に出席しており、本会議において南アルプスの話題はよく出ている。

静岡市は、南アルプスを静岡市の貴重な宝として、主に関与する人だけでなく、静岡市民の皆さまにもよく知ってもらい、これからも大切にしていこうという活動を積極的に行っている。具体的には、高校生が鹿の食害を防ぐため、柵を作り南アルプスを訪問するなど、様々な事業を行っている。

従来は、リニアの話題とは別に扱われていたが、今後リニア問題について進展があった場合は、南アルプスの財産をどのように守っていくかという内容についても協議されることが予想され、本学が本件に参加、関与する動きは非常に良いものだった。(委員)

担当：経営財務室 市野 雄基